

神戸市吹付けアスベスト除去等補助制度補助金交付実施要領

平成18年7月1日制定
(最終改正 平成31年4月1日)

(目的)

第1条 この要領は、神戸市吹付けアスベスト除去等補助制度補助金交付実施要綱（以下「要綱」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象建築物)

第2条 要綱第4条に定める補助対象建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。

(1)アスベスト調査事業はアスベストを含有する吹付け建材が施工されているおそれのある全ての民間建築物を対象とする。

(2)アスベスト除去等事業にかかる多数のものが利用する民間建築物とは、建築基準法別表第1に掲げる建築物の用途、事務所、工場、その他市長が認めるものとする。

(3)以下のものが所有する建築物は補助対象としない。

ア 国・地方公共団体

イ 本市以外が設立した独立行政法人

ウ 本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人

(補助金の限度額)

第3条 要綱第5条に定める補助金の限度額は、次のとおりとする。

(1)アスベスト調査事業に対する補助金の限度額は、25万円とする。

(2)アスベスト除去等事業に対する補助金の限度額は、300万円とする。

(3)上記各号の適用にあたっては、建築基準法に基づく一敷地ごとに1回のみとする。

(アスベスト調査に係る基準)

第4条 アスベスト調査については、以下の基準を遵守するものとする。

(1)要綱第2条第5号に規定する建築物石綿含有建材調査者（以下「調査者」という。）による調査に基づき実施すること。

(2)含有調査は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達)及び、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成20年2月6日付基安化発第0206003号)により示された分析方法を標準として、JIS法またはJIS法と同等以上の精度を有する方法で行うものであること。

(アスベスト除去等に係る基準)

第5条 アスベスト除去等については、以下の基準を遵守するものとする。

(1)施工業者は、次のいずれかの者であること。

ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有するもの

イ 石綿作業主任者を当該措置に係る作業主任者とし、かつ、建設業労働災害防止協会が発行す

る「建築物解体等における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に従って施工することができる者が確実な者で、当該業務についての実務経験を2年以上有する者

(2) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第19条に基づく石綿作業主任者によるアスベスト除去等工事に関する作業計画の策定等にあたり、調査者が関与すること。

(3) アスベスト除去等工事の施工にあたっては、アスベスト関連法令等の基準を遵守すること。

(4) アスベスト除去等は、第1号ア又はイに掲げる施工業者の区分に応じて、それぞれア又はイに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであること。

(5) アスベスト除去等を行った後の建築物は、建築基準法関連規定に適合するものであること。

(6) 原則として、除去等工事の完了後、当該建築物の全ての箇所において、アスベスト飛散防止対策が完了すること。

（実績報告）

第6条 アスベスト調査において、要綱第13条に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 石綿障害予防規則第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書

(2) アスベスト調査にかかる分析機関からの請求書の写し

(3) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認めるもの

2 アスベスト除去等において、要綱第13条に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の完了状況を撮影した写真

(2) アスベスト除去等に関して施工業者と締結した契約書の写し

(3) アスベスト除去等に関して前号契約書に基づく施工業者からの請求書の写し

(4) アスベストの除去等を講じる前及び講じた後について当該室内及び室外の、又作業中においては当該室内及び室外の更衣施設出入口、負圧・除じん装置排出装置吹出し口付近、養生シートの外側の、アスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書面

(5) アスベスト廃材の処分に関する法令等の届出の写し及び適正に処理したことを証する書類の写し

(6) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認めるもの

附 則

（施行期日）

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。